

健生発 0514 第 7 号
令和 8 年 5 月 14 日

公益社団法人日本臓器移植ネットワーク理事長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」の適用開始について

臓器の移植希望者（レシピエント）の選択につきましては、「臓器提供者（ドナー）適応基準及び移植希望者（レシピエント）選択基準について」（平成 9 年 10 月 16 日付け健医発第 1371 号）により実施されているところです。

この度、「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（令和 7 年 3 月 7 日付け健生発 0307 第 6 号。以下「令和 7 年改正通知」という。）及び「移植希望者（レシピエント）選択基準の一部改正について」（令和 8 年 2 月 19 日付け健生発 0219 第 1 号。以下「令和 8 年改正通知」という。）において、適用開始日を改めて通知するとしていた項目について、公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおけるあっせんシステムの改修が完了したことを受けて、それぞれの移植希望者（レシピエント）選択基準の項目における令和 7 年改正通知及び令和 8 年改正通知の適用開始日を以下のとおりお示いたします。

また、抗 HLA 抗体検査が未実施又は陽性の場合における対応についても、公益社団法人日本臓器移植ネットワークにおけるあっせんシステムの改修後、改めて通知を行う予定ですので、御了知願います。

参考として、令和 7 年改正通知及び令和 8 年改正通知並びに令和 8 年改正通知を反映した改正後の心臓移植希望者（レシピエント）選択基準、心肺同時移植希望者（レシピエント）選択基準、肺移植希望者（レシピエント）選択基準、肝臓移植希望者（レシピエント）選択基準、膵臓移植希望者（レシピエント）選択基準、腎臓移植希望者（レシピエント）選択基準、及び小腸移植希望者（レシピエント）選択基準を添付いたします。

		適用開始日
心臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準	全項目	令和8年3月 16日
心肺同時移植希望 者(レシピエン ト) 選択基準	全項目	令和8年3月 16日
肺移植希望者(レ シピエント) 選択 基準	全項目	令和8年3月 16日
肝臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準	3. 具体的選択方法 (5) の第2段落 また、肝小腸同時移植において、脾臓も含めた移植を希望する者については、脾臓移植および脾腎同時移植の希望者がいない事例のみ、肝脾小腸同時移植が可能である。	令和8年5月 19日
	上記以外の項目	令和8年3月 16日
脾臓移植希望者 (レシピエント) 選択基準	1. 適合条件 (2) 前感作抗体 3. ただし、肝脾小腸同時移植を目的として、脾臓移植希望者(レシピエント)への登録を行う場合は、リンパ球交叉試験を実施する必要はない。	令和8年5月 19日
	2. 優先順位 の第2段落 なお、肝脾小腸同時移植のために、脾臓移植希望者(レシピエント)に登録している場合は、(2)～(4)は勘案しない。	令和8年5月 19日
	2. 優先順位 (5) の表題 と肝脾小腸同時移植	令和8年5月 19日
	2. 優先順位 (5) 脾臓移植(腎移植後脾臓移植、脾単独移植)と脾腎同時移植と肝脾小腸同時移植 ③ ①, ②に該当するレシピエントがいない場合は、肝脾小腸同時移植希望者(レシピエント)にあっせんされる。	令和8年5月 19日

	（別紙）膵臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について 4. 膵腎同時移植希望者の「待機 inactive」について 膵腎同時移植希望者（レシピエント）については、膵臓又は腎臓のいずれかが「待機 inactive」の場合、膵臓及び腎臓は臓器のあっせんの対象から除外する。この場合、当該移植希望者（レシピエント）が「待機 inactive」状態の期間は、移植希望者（レシピエント）の待機期間の算定対象となる。	令和8年5月 19日
	上記以外の項目	令和8年3月 16日
腎臓移植希望者 （レシピエント） 選択基準	4. その他 （1）待機 inactive 制度 腎臓移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、（一社）日本臨床腎移植学会の定める「腎臓レシピエントに係る待機 inactive 制度について」に従い、腎臓移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。	令和8年5月 19日
	上記以外の項目	令和8年3月 16日
小腸移植希望者 （レシピエント） 選択基準	2. 優先順位 （2）臓器提供者（ドナー）が18歳未満の場合は、レシピエント選択時18歳未満である移植希望者（レシピエント）を優先する。	令和8年5月 19日
	3. その他 （1）待機 inactive 制度 小腸移植希望者（レシピエント）が、医学的理由により当面の間移植を受けられない場合又は容体が落ち着いており当面の間移植を受ける意思がない場合には、小腸移植希望者（レシピエント）の待機リストを「待機 inactive」とする。 （2）検討 基準全般については、今後の移植医療の定着及び移植実績の評価等を踏まえ、適宜見直すこととする。	令和8年5月 19日
	上記以外の項目	令和8年3月 16日